

# 企画競争実施の公示

平成29年5月29日

近畿地方整備局浪速国道事務所長  
栗津 誠一  


次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 第二阪和国道リーフレット作成業務  
(2) 業務内容

下記のとおり実施される広報業務を行う。

- ・第二阪和国道事業の工事現場取材、撮影
- ・リーフレットの企画・デザイン、印刷等

- (3) 履行期限 平成29年12月20日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省府統一資格）「役務の提供等」のA・B・C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有し、近畿地方整備局管内（大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・福井県）に本店（本社）、支店（支社）または営業所があること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 業務執行体制に関する要件

配置予定技術者（主たる担当者）については、平成19年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：官公庁（地方公共団体を含む）、地方道路公社、独立行政法人もしくは公益法人または各高速道路株式会社（旧日本道路公団等の道路関係公団を含む）の発注による道路事業に関する広報で、リーフレット作成、パンフレット作成を実施した業務

類似業務：官公庁（地方公共団体を含む）、地方道路公社、独立行政法人もしくは公益法人または各高速道路株式会社（旧日本道路公団等の道路関係公団を含む）の発注による事業（道路事業に限らない）に関する広報で、リーフレット作成、パンフレット作成を実施した業務

(5) 業務実績に関する要件

平成19年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：官公庁（地方公共団体を含む）、地方道路公社、独立行政法人もしくは公益法人または各高速道路株式会社（旧日本道路公団等の道路関係公団を含む）の発注による道路事業に関する広報で、リーフレット作成、パンフレット作成を実施した業務

類似業務：官公庁（地方公共団体を含む）、地方道路公社、独立行政法人もしくは公益法人または各高速道路株式会社（旧日本道路公団等の道路関係公団を含む）の発注による事業（道路事業に限らない）に関する広報で、リーフレット作成、パンフレット作成を実施した業務

- (6) 浪速国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0094 大阪府枚方市南中振3-2-3

近畿地方整備局浪速国道事務所 経理課

電話072-833-0261 FAX072-833-9404

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成29年5月29日から平成29年6月9日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで（ただし最終日については、9時00分から12時00分までとする。）

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成29年6月9日12時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。